

緊急輸送道路とは、 0) の確保などに必要な人単両などの通行や避難 建築物

5日以前、

木造住宅と緊急輸 地震が発生し 適法に工

『月り一部を予算枠の診断(精密診断)と耐震 を促進す

都市計 都市計画係

7

安心

改修費用

の

部を補助

ま

**☎**(232)4927

対象建築物			補助率	補助額(上限)
耐震診断	戸建て 木造住宅	<ul><li>・昭和56年5月31日以前に工事を始めたもの</li><li>・在来軸組構法で建築されたもの</li><li>・地上階数2以下で、現に居住しているもの</li></ul>	補助対象 経費の 3分の2 以内	8万6千円
	緊急輸送 道路沿道 建築物	<ul><li>・昭和56年5月31日以前に工事を始めたもの</li><li>・緊急輸送道路沿道の建築物で概ね6点の高さを超えるもの (建築物の耐震改修の法律第6条第3号に当てはまる建築 物)</li></ul>		20万円
耐震改修	戸建て 木造住宅	<ul><li>・昭和56年5月31日以前に工事を始めたもの</li><li>・在来軸組構法で建築されたもの</li><li>・地上階数2以下で、現に居住しているもの</li><li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満(倒壊する可能性がある、または倒壊する可能性が高い)と評価されたもの</li></ul>	補助対象 経費の 2分の1 以内	60万円

月2日(月)

30日(火

## 介護用品などの購入費を助成します ~在宅で介護している家族へ~

町は、日常生活で重度の要介護状態にある高齢者を在 宅で常時介護している家族の精神的、経済的負担を軽減 するため、「介護用品購入費助成事業」を実施しています。 まだ申請をしていない人は、お問い合わせください。

#### 介護用品購入費助成事業

#### ■対象要件

介護保険要介護認定で、要介護3・4・5と判定され、 紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められる人。た だし、入院中やひと月のショートステイの利用が20日 以上あるなど、助成対象外になる場合があります。

#### 助成対象用品

紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャ ンプー、清拭剤

#### ■助成額 月額6.250円(限度)

助成は受給資格認定申請をした日の属する月の翌月か ら支給対象となります。

■支給対象者 在宅で介護している同居家族に限ります。

#### ■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

▲町長に愛称候補を報告する井田委員長(右)



雄策さん 口 で るに (東京都大田区 が湧く愛称 を組 を組み合 んを

3 選定理·

菊陽町

の特産 由

味する

友達を意味す

理想郷を表す

み

Þ

命名賞

応募総数

30

日

愛称の概要

の応募をいただきました。今年4月に光の森町民セン

がとうございました。の愛称を募集したところ、

全国から多数

募集の概要

光の森町民センタ

の愛称

が決定

総合政策課

総合政策係

**3** (232) 21

大井田

案として選定され 考委員会(井田貴志委員長)で、 愛称選定・ 有効応募総数 (火)に開催され に決定しまし た3作品の中 2 件

97件、 県外 た愛称 61

# ▲「キャロッピア」に愛称が決定した光の森町民センター

## 「人権擁護委員制度」・「人権擁護委員の日」をご存じですか

#### 互いの人権を守る明るい社会を目指して

法務省と人権擁護委員連合会は、一人一人が人権を尊 重することの重要性を正しく認識し、相互に共存できる 平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を行っていく 必要があるとの視点から、啓発活動重点目標を「みんな で築こう 人権の世紀 ~考えよう 相手の気持ち 育 てよう 思いやりの心~」と定め、積極的な啓発活動を 展開しています。

人権は幸福な人生を送るために最も大切な権利です。 全ての人の人権が尊重されなければなりません。国内外 を問わず互いの人権を守ることで明るい社会をつくって いきましょう。

#### 毎年6月1日は人権擁護委員の日

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、地 域住民の中にあって国民の基本的人権を擁護する機関と して人権擁護委員制度が誕生しました。全国人権擁護委 員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と 定め、皆さんと共に一層の人権尊重思想の啓発に努める こととしています。

#### 人権擁護委員

町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した人 権擁護委員がいます。相談は無料で、秘密は守られます。 気軽にご相談ください。

### ■人権擁護委員連絡先(敬称略)

氏名	電話番号	地区	
上村 隆一	<b>☎</b> (232) 2731	馬場楠	
鬼塚 成子	<b>☎</b> (232) 3892	三里木	
片山 修一	<b>☎</b> (232)7261	下原	
冨永 悦子	<b>☎</b> (232) 2660	下津久礼	
西田 眞志子	<b>☎</b> (338) 9777	武7町内	
堀川 妙子	<b>☎</b> (232) 3580	杉並台	
米村憲子	<b>☎</b> (232) 2903	新町	

■問い合わせ 人権教育・啓発課 人権教育・啓発係 **2** (232) 2113

## 介護保険サービスを利用したときの 自己負担額の軽減が受けれます

#### 制度の概要

社会福祉法人などが行う介護保険サービスを利用する 場合に、軽減制度を利用することで、1割の自己負担の うち4分の1(老齢年金受給者の場合は2分の1)が軽減 されます。

#### 軽減対象者の要件

市町村民税非課税世帯であって、次の全てを満たす人 のうち、収入や世帯状況、利用者負担などを総合的に配 慮し、生計が困難と市町村が認めた人。

- 年間収入が単身世帯で150万円以下
- 預貯金などが単身世帯で350万円以下
- 日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がない (預金通帳などの写しが必要)
- 負担能力のある親族などに扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

#### ■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

2014.6 広報 きくよう